廃棄物　放射性物質汚染対処特措法に基づき国が処理を行う廃棄物

①対策地域内廃棄物

○　環境大臣が指定した汚染廃棄物対策地域※内にある廃棄物のうち、一定の要件に該当するもの

※　その地域内にある廃棄物が特別な管理が必要な程度に汚染されているおそれがあると認められること等一定の要件に該当する地域
（＝旧警戒区域、旧計画的避難区域を含む市町村）

＜対策地域内廃棄物の例＞
- 地震・津波によって生じたがれき
- 家屋解体によって生じた廃棄物　等

②指定廃棄物

○　事故由来放射性物質による汚染状態が8,000Bq/kgを超えると認められ、環境大臣の指定※を受けた廃棄物

※　環境大臣は、焼却施設の焼却灰等の汚染状態の調査結果や、廃棄物の占有者からの申請に基づき、当該廃棄物の汚染状態が8,000Bq/kgを超えていると認めた場合に指定

＜指定廃棄物の例＞
- 焼却灰
- 農林業系廃棄物（稲わら、堆肥）　等

焼却灰

農林業系副産物(稲わら)

⇒　特定廃棄物（対策地域内廃棄物・指定廃棄物）は国が処理

環境省作成

廃棄物　国直轄による福島県の特定廃棄物の処理進捗状況

大熊町の仮設焼却施設(2017年12月)

【対策地域内廃棄物の処理量】

○約60万トンを焼却処理、約32万トンを埋立処分。（2025年１１月末時点）

【指定廃棄物の処理量】

○ 福島県内の指定廃棄物約50万トンについて、焼却処理、埋立処分、中間貯蔵施設で保管等を実施。　（2025年9月末時点）

【既存の管理型処分場を活用した埋立処分状況】

○クリーンセンターふたばに32,729袋を埋立、 特定廃棄物埋立処分施設に296,890袋を埋立済み。特定廃棄物埋立処分施設については、2023年10月31日に特定廃棄物の埋立を終了し、現在は双葉郡8町村の生活ごみの埋立てを継続。　（2025年12月末時点）

【仮設焼却施設の設置状況】　（2025年12月末現在）

稼働中	大熊町、 双葉町その１、双葉町その２
運営終了	川内村、飯舘村(小宮地区）、富岡町、 南相馬市１、南相馬市２、葛尾村、 飯舘村（蕨平地区）、楢葉町、浪江町

被災家屋等の解体の様子

環境省作成

廃棄物

指定廃棄物の一時保管に関する安全性の確保

一時保管工事の様子　（農林業系廃棄物の例）

一時保管の構造（農林業系廃棄物の例）

・廃棄物の飛散・流出がないように措置
・必要な放射線対策（離隔・土嚢等による遮へい等）を措置
・遮水シート等により雨水等の浸入が防止されるよう措置

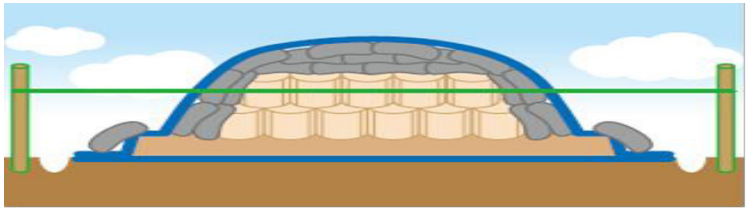

保管状況の確認

一時保管場所において保管状況の確認を行い、指定廃棄物が特措法で定める基準等に従って適正に保管されているか確認。

地方環境事務所による保管状況の確認の様子

環境省「放射性物質汚染廃棄物処理情報サイト」等より作成

廃棄物　福島県内の指定廃棄物の処理の進め方

○　焼却・乾燥等の処理によって、指定廃棄物の減容化や性状の安定化を図る事業を進めている。
○　福島県内で発生した指定廃棄物については、放射性セシウム濃度が8,000Bq/kgを超え10万Bq/kg以下のものは既存の管理型処分場、10万Bq/kgを超えるものは中間貯蔵施設に搬入することとしている。

特定廃棄物

① 指定廃棄物（8,000Bq/kg超）

② 対策地域内廃棄物
（おおむね旧警戒区域・計画的避難区域内）

↓

仮設焼却施設にて焼却（可燃物）

↓

- 10万Bq/kg以下 → **既存の管理型処分場**
- 10万Bq/kg超 → **中間貯蔵施設**

減容化事業の例

双葉町

双葉町減容化処理施設（その１）

【処理開始日】
・2020年3月処理開始
【規模】
・仮設焼却施設：150ｔ／日 × １炉（シャフト炉）
・仮設灰処理施設：75ｔ／日 × ２炉（表面溶融炉）

双葉町減容化処理施設（その２）

【処理開始日】
・2020年3月処理開始
【規模】
・仮設焼却施設：200ｔ／日 × １炉（ストーカ炉）
・仮設灰処理施設：75ｔ／日 × ２炉（コークスベット式灰溶融炉）

大熊町

大熊町仮設焼却施設（大熊町）

【処理開始日】
・2018年2月処理開始
【規模】
・仮設焼却施設：200ｔ／日 × １炉（ストーカ炉）

廃棄物　福島県内の管理型処分場を活用した特定廃棄物の埋立処分

○ 特定廃棄物埋立処分事業について、2017年11月17日に特定廃棄物等を搬入開始し、2023年10月31日に特定廃棄物の搬入を完了。
○ クリーンセンターふたばにおいて、2023年６月１日に特定廃棄物の搬入を開始した。

特定廃棄物埋立処分施設の経緯

○2013.12.14　国が福島県・富岡町・楢葉町に受入れを要請
○2015.12.04　県・富岡町・楢葉町から国に対し、事業を容認する旨、伝達
○2016.04.18　特定廃棄物埋立処分施設（旧フクシマエコテッククリーンセンター）を国有化
○2016.06.27　国と県、両町との間で安全協定を締結
○**2017.11.17　搬入開始**
○2018. 8.24　特定廃棄物埋立情報館「リプルンふくしま」開館
○**2023.10.31　特定廃棄物の搬入を完了**

埋立対象物・搬入期間

【埋立対象物】(10万Bq/kg以下のものを埋立対象としている)
○ 対策地域内廃棄物等
○ 福島県内の指定廃棄物
○ 双葉郡8町村の生活ごみ

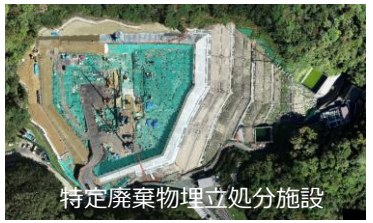
特定廃棄物埋立処分施設

【搬入期間】
○対策地域内廃棄物等及び、福島県内の指定廃棄物は約6年（2023年10月に完了）
○双葉郡8町村の生活ごみは10年間（今後、2027年11月頃まで埋立処分を継続予定）

クリーンセンターふたばの経緯

○2019.08.05　双葉地方広域市町村圏組合、福島県、環境省での基本協定書の締結
○2020.08.07　双葉地方広域市町村圏組合、環境省での実施協定の締結
○2020.12　環境省による整備工事開始
○2021.02.18　双葉地方広域市町村圏組合、大熊町、福島県、環境省でのクリーンセンターふたばの周辺地域の安全確保に関する協定書の締結
○2023.03.31　整備工事完了
○**2023.06.01　特定廃棄物の搬入を開始**

埋立対象物・搬入期間

【埋立対象物】(10万Bq/kg以下のものを埋立対象としている)
○ 双葉郡内8町村の生活ごみ（2027年11月頃以降）
○ 双葉郡内のインフラ整備等の産業廃棄物及び事業系一般廃棄物
○ 帰還困難区域内の特定復興再生拠点区域の被災建物等解体撤去等に伴って生じた特定廃棄物

クリーンセンターふたば

廃棄物　指定廃棄物に関する関係５県の状況

宮城県

【市町村長会議】
第１～４回：H24.10～H25.11
第５回：H26.1.20 → 詳細調査候補地を３カ所提示
（栗原市深山嶽（くりはらしふかやまだけ）、大和町下原（たいわちょうしもはら）、加美町田代岳（かみまちたしろだけ））
第６回：H26.7.25 → 石原環境大臣が出席し、詳細調査の実施について改めて依頼
第７回（県主催）：H26.8.4 → 県知事が県内市町長の総意として詳細調査受入れを表明。
H26.8より３カ所の詳細調査候補地で詳細調査を開始。
現地調査は、加美町の反対活動により実施できず。
(H27年も断念)
（H27.4.5、5.29、10.13 県民向けフォーラム
H27.10～11（２回） 有識者を交えた加美町との意見交換会）
第８回：H27.12.13 → 詳細調査に関するこれまでの経緯の説明等及び意見交換
第９回：H28.3.19 → 指定廃棄物の再測定結果、環境省の考え方を説明
H28.4.15 県内で一定の方向性が出るまで現地調査を見合わせること等県から要望
第10回（県主催）：H28.5.27 → 県が8,000Bq/kg以下の廃棄物(指定廃棄物を除く)の測定を実施する方針を了承
第11回（県主催）：H28.11.3 → 指定廃棄物以外の測定結果の公表、県が8,000Bq/kg以下の廃棄物(指定廃棄物を除く)を優先して処理を進めていく方針を提示
第12回（県主催）：H28.12.27 → 県処理方針について栗原市、登米市の賛同が得られず再議論することが決定
第13回（県主催）：H29.6.18 → 県が自圏域内の汚染廃棄物は自圏域内で処理する等の新たな処理方針案を提示
第14回(県主催)：H29.7.15 → 前回会議の提示案で合意

8,000Bq/kg以下の廃棄物の大部分を占める農林業系廃棄物については、焼却処理、牧草地等へのすき込み等により、処理を実施中

栃木県

【市町村長会議】
第１～３回：H25.4～H25.8
第４回：H25.12.24 → 選定手法確定
H26.7.30 → 詳細調査候補地を１カ所提示
（塩谷町寺島入（しおやまちてらしまいり））
第５～６回：H26.7～H26.11
H27.5.14、6.22、9.13 県民向けフォーラム
H27.10.14 塩谷町寺島入の豪雨影響調査
H27.12.7 塩谷町長が調査候補地の返上を宣言
第７回：H28.5.23 → 指定廃棄物の再測定を決定
第８回：H28.10.17 → 再測定結果の公表、今後の進め方の提示
H29.3.30 一時保管者の意向 確認 結果を公表

【保管農家の負担軽減策関係市町長会議】
第１回：H29.7.10 → 負担軽減策の方針案を提示
第２回：H30.11.26 → 再測定を含む各市町の集約化に向けた取組に合意
H31.3.19 再測定結果の公表
第３回：R2.6.2 → 今後の進め方を確認
R3.6.2 暫定集約に係る那須塩原市への協力要請（R3.10.22 同市において農家保管の指定廃棄物の搬出作業開始。R5.3に暫定集約作業完了）
R4.3.24 那須町が暫定保管場所決定
R4.4.13 日光市が暫定保管場所決定
（ R4.9に暫定集約作業 完了 ）
R5.5.15 大田原市が暫定保管場所決定
（ R6.1に暫定集約作業 完了 ）
R7.9.9 矢板市が暫定保管場所決定

引き続き、詳細調査の働きかけや、保管農家の負担軽減策に係る県・保管市町との調整や暫定集約を実施

千葉県

【市町村長会議】
第１～３回：H25.4～H26.1
第４回：H26.4.17 → 選定手法確定
H27.4.24 → 詳細調査候補地を１カ所提示（東京電力千葉火力発電所の土地の一部(千葉市中央区)）
H27.5.20、6.2 千葉市議会全員協議会
H27.6.8、6.10 千葉市議会・市長から再協議の申入れ
H27.6.29,7.7,13,20,8.7 千葉市の自治会長や住民を対象に説明
H27.12.14 再協議申入れへの回答
H28.6.28 千葉市から指定廃棄物の指定取消しの申出
H28.7.22 千葉市の指定廃棄物を指定取消し

引き続き、詳細調査の働きかけ等を実施

茨城県

【市町村長会議】
第1回：H25.4.12
第2回：H25.6.27
第3回：H25.12.25
第4回：H27.1.28

【一時保管市町長会議】
第１回：H27.4.6
第２回：H28.2.4

→現地保管を継続し段階的に処理を進める方針を決定

H29.3.31
県内の指定廃棄物等の再測定を実施し、結果を公表

群馬県

【市町村長会議】
第１回：H25.4.19
第２回：H25.7. 1
第３回：H28.12.26

→現地保管を継続し段階的に処理を進める方針を決定